
第1章 名越切通の整備にあたって

1. 史跡名越切通の足跡

1-1 名越切通の歴史

名越切通は鎌倉七切通（七口）の一つで、その名称は、古くに「難越^{なごし}」と呼ばれたのに由来する。峠坂は険峻で通行が困難であったことを物語っているわけで、現在も鎌倉側からの登攀に昔日の往来人の難渋を想起することができる。

正保年間（1644～47年）とみられる『玉舟和尚鎌倉記』に「名越坂 三浦口」とあるように、名越坂の道筋は鎌倉と三浦往還の途路、そして房総半島とを結ぶ古東海道筋の重要な一道であり、旧道は鎌倉市大町と逗子市久木にまたがるJR横須賀線名越トンネル上の尾根に残っている。

文献上での名越坂の初見は、『吾妻鏡』天福元年（1233年）八月十八日条である。この日早朝、北条泰時は江ノ島明神に参詣する途中、前浜に殺害された死体があったので、神拝を中止し、すぐに御所に引きかえし、評定衆を召して犯人を捕らえるよう沙汰した。これによって御家人らは武蔵大路・西浜・「名越坂」・大倉・横大路以下の要路を固めて奔走した。すると、「名越坂」で一人の男が血のついた直垂^{ひたれ}の袖を洗っているのを、岩手左衛門尉が生虜り、御所において推問すると、殺害を白状する。この男は博奕人であった。よって博奕を停止した、という話をつたえている。

『源平盛衰記』巻第二十一、「小坪合戦の事」に「……小坪に軍始まれり、急ぎ馳せよと、和平以前に言ひ遣はしたりければ、小次郎は、いささか公用ありて、鎌倉に立寄りたりけるが、これを聞き、驚き騒ぎて馬に打乗り、犬懸坂^{いぬかけ}を馳せ越^{なごし}して浦を見れば、四五百騎が程打囲みて見えけり。」（水原一『新定源平盛衰記』第三巻）とみえるのも、名越坂付近とみられる。

また、わずかながら名越坂に関連すると思われる記事を『吾妻鏡』から引くと、承元元年（1219年）九月二十二日、鎌倉中が大火に見舞われたとき、「名越山」のふもとまで類焼したといい、建永元年（1204年）二月四日、將軍実朝が雪見のため「名越山辺」に來たと記録する。嘉禎元年（1235年）六月二十八日には、將軍藤原頼経が創建した五大堂明王院において、新たに鑄造された梵鐘の供養が行われた際、これと並行して魔障をさけるための南方高山祭も「名越山上」で行われている。しかし、名越坂そのものを語る史料はほとんどない。

ところで、大切岸を屏風のようにしてたつ日蓮宗の猿島山^{ほっしょう}法性寺は、日蓮の高弟日朗（1320年寂）を開山に、日朗の弟子朗慶を開基として文応元年（1260年）に創建されたと伝える。

『新編相模国風土記稿』は、同年八月二十七日、鎌倉松葉ヶ谷で焼打ちにあった日蓮が当地に逃れたとき、白猿3匹が現れて食物を供したと伝え、これを喜んだ日蓮は弟子の日朗に一寺の建立を命じた、というのである。

境内山上の「両山奥之院」の左方に、日蓮が籠居したとつたえる岩窟（やぐら）があり、中に鎌倉末期の安山岩製五輪塔が安置されている。この法性寺開創以後、おそらく、もともと存在したとみられる古道（間道、脇往還）が法性寺参詣の近道、あるいは名越坂道の枝道として徐々に整備され、江戸時代には「猿島山法性寺道」の石碑が建つように、日蓮聖人遺跡の巡礼道となり利用されたことであろう。こうした事例は、鎌倉市津字田辺谷の「日蓮雨乞の霊跡」（現在、竜王山霊光寺がある）にもみられる。

室町時代の日蓮伝記資料である日澄（1441～1510年）撰の『日蓮聖人註画讃』巻一「造安国論第五」は、「（建長五年・1253年）国主を諫めんとして、速やかに房州より鎌倉名越松葉谷の小庵に栖み、諸宗の謗法を破し、三大秘法を立て、毎日“名越山中”に入りて高声に妙法首題を唱う、爰にみずから宗義を建立す」（原漢文）

とのべるのも、日蓮にまつわる一伝承と受けとめておけばよからう。

名越切通が開削・整備された時期は未詳だが、さきの『吾妻鏡』天福元年（1233 年）頃には、鎌倉・三浦往還の道筋として相応の修造が行われていたと考えられるので、鎌倉の切通の中では比較的是やく整えられたとみられる。

文明 19 年（1487 年）二月、名越坂を通過した『北国紀行』の堯恵は、「曇々たる巖をきり、山をうがち、旧跡の雲につらなる」とのべ、万治 2 年（1659 年）の『金兼稿』は、「道路は險阻にして金沢切通に同じ、巨石嶄々（高くぬきんでいて）相倚る、しかるに此切通、あるいは一町二町（約 100～200m）、或いは五町八町、相続くの所多し、按ずるに、古人の厭世の辛苦、ここに見るべし、およそ鎌倉境内の切通、あげて数うべからず、皆これ農民商賈、旅客の艱難（苦しみ）なり、……名越切通の嵐気（山の風）寒し、巖をめぐらす枯木の嶺、■岨（鋭くそびえ立つ山）たり、」（原漢文）と、江戸前期の名越坂の情景を伝えている。

ついで、およそ 26 年後の貞享 2 年（1685 年）版影印『新編鎌倉志』（東京都立中央図書館本）は、「名越切通ハ三浦へ行道也、此峠、鎌倉ト三浦トノ境也、甚タ嶮峻ニシテ道狭、左右ヨリ覆ヒタル岸二所アリ、里俗大空峒小空峒ト云フ、」とつたえ、のちの文政 12 年（1829 年）の『鎌倉攬勝考』ともども、訓みは「ナゴヤ」で、よく引用される天保 12 年（1841 年）刊の『新編相模国風土記稿』は、久野谷村の項で「奈古衣左加」と付している。

元禄 16 年（1703 年）十一月二十二日（新暦 12 月 31 日）の大地震は、七切通にも相当の被害を与えた。その様子が『楽只堂年録』に記録されていて、名越坂は百間（約 180m）にわたり崩壊したと伝える。ちなみに、小袋坂は六十間（約 108m）・大仏坂三十二間（約 57.6m）・仮粧坂百間（約 180m）・極楽寺坂八十八間（約 158m）・峠坂三十七間（約 66.6m）・亀谷坂百四十間（約 250m）であった。

楽只堂は元禄元年（1688 年）江戸幕府の側用人に任じた柳沢吉保（1658～1714 年）の号で、将軍綱吉の側近として元禄期の政治を推進した人物であるから、こうした情報は容易に得られ、記録されたのであろう。ちなみに、大正 12 年（1923 年）九月一日の大地震では、「山崖の崩壊、土石の墜落によって、何れも交通を遮断された」が、名越坂は、大仏坂、化粧坂、亀ヶ谷坂とともに「比較的被害が軽微」であったので、すみやかに復旧したという（鎌倉震災誌）。

往来の要路であるから早急に修復されたことであろうが、名越切通は、総じて他の切通と同様に、江戸時代から明治 16 年（1883 年）十二月に名越隧道が開通するまで、数度にわたり掘り下げや拡幅などの修治が行われたことは間違いない。したがって、現在の景観は近世期のものであり、かつては、道筋に大きく突き出た岩石の上部を往来していたと考えられる。現況の切通が近世期の景観とはいえ、史跡としての品格は不動である。

切通掘り下げの主な例をみると、巨福呂坂は天明 8 年（1788 年）三月、百九六間（約 352m）にわたり深さ二尺五寸（約 67.5cm）掘り下げていて、このときの助力は 350 人を数えている（道造供養塔銘）。

嘉永 4 年（1851 年）九月の道普請では、鶴岡八幡宮寺の岩瀬一学が「往来ノ牛馬難涉致シ候ニツキ」切り下げたいと建長寺に願い出て許されている。

朝夷奈切通についても、文化 9 年（1812 年）四月や文政 5 年（1822 年）十一月の道造供養塔、そして安政 4 年（1857 年）晩春の道路修造碑などは、江戸後期から末期にかけて、しばしば峠道の補修が行われたことを物語っている。

大仏坂に至っては明治 12 年（1879 年）五月から翌 14 年三月にかけ、地元有志の資金で五丁（約 545m）の山路を三丈（約 9m）ほど切り下げて人力車を通すようにした。極楽寺切通の現況も明治初年の普請によると伝えられている。が、大正 12 年の震災では荷積馬車一台（馬もろとも）と小児・旅人一名が埋没惨死した（鎌倉震災誌）。名越切通も同様に掘り下げ整備されて、現在に至ったとみるべきである。

一方、名越坂地区は鎌倉大町村と小坪村との境界が郡境でもあったことから、後代の争論をおそれて両村と久野谷村（現久木）の名主が立合い、先規に従い「境引絵図面」4 枚を作成、村境を再確認して後の証拠とした。ときに文政 5 年（1822 年）二月。この図面は逗子市新宿の高橋家に伝蔵されているという（逗子市史資料編Ⅱ）。久野谷村の名主が加わったのは、名越坂の持合の村方だったからである。図面の文言（袖書）に「三浦郡小坪村境字名越坂之儀」とあり、当時、名越坂は小坪村境の字名になっていたことがわかる。

久野谷村が名越坂の持合の村方だったことは、文政 8 年（1825 年）三月の「久野谷村明細帳」（逗子市史資料編Ⅰ）に、名越坂は小坪村の入合で、「当村持所、道幅式間、長式丁鎌倉ヨリ浦賀・三浦街道ニ御座候」とあることで承知できる。当時の名越坂の道幅は二間（約 3.6m）、道の長さは二町（約 200m）であったという。

こんな話も記録されている。万延 2 年（文久元年・1861 年）のこと、名越坂で行倒れ、絶命した者がいたというのである（松岡文書・手帳第 53 冊）。この年正月 19 日正午ごろ、50 余歳の男一人が名越峠で発見された。前日の夜は風雨烈しく余寒も強かったせい、持病がおこり、そのまま行倒れ死亡したことがわかった。廻状をもって最寄りの村々へ問い合わせた処、男は三浦上宮田村の忠助とわかり、弟勘左衛門に引きとられた、という次第である。

なおまた、さきの松岡家文書や土地の古老談によると、明治 16 年（1883 年）に名越隧道が開通するまで、嫁入道具を藤沢まで買いに行き、牛馬の背にくくって、この峠坂を越えた、という実話があるという。明治初年のことであるようだが、当然のことながら名越坂は、当時も逗子から鎌倉・藤沢へ通じる重要な峠道であったことがわかる。横須賀線が開通したのは明治 22 年（1889 年）六月のことである。

明治 16 年（1883 年）十二月十四日、名越隧道が開通、落成式が執行された。着工は同年五月二十五日で、工費は 3,518 円 89 銭 2 厘（逗子市史資料編Ⅲ）。

こうして、鎌倉時代から鎌倉・三浦往還路として重用された名越坂の使命は幕を閉じた。しかし、切通沿いの「まんだら堂やぐら群」とともに、逗子市の歴史と文化を今に物語るかけがえのない遺跡（生きた教材）であり、人びとの心を癒してくれる貴重な景観でもある。よって、この歴史的遺産は逗子のまちづくりの視点からも、行政と市民とが同一の価値観を共有し、協力しあって後世に伝える責務のあることは、いうまでもない。

歴史的遺跡や神社・仏閣など多くの文化遺産を擁している逗子市は、海浜の景観や海底のサンゴの群生「オオタカ根」を含めた市の全域をもって、いわば「野外博物館」と捉えることが必要と思われる。

1-2 「まんだら堂」について

「まんだら堂」は名越切通のほぼ中央に接する北尾根にあり、この呼称は、文禄 3 年（1594 年）の「相州三浦郡小坪郷御縄打水帳」（逗子市史資料編Ⅰ）にみえる「まんだら堂」による。「まんだら堂」の初見でもある。のち小坪村の字名「まんたらとう」となった。いわゆる「曼荼羅堂」のことである。

山頂約 80m の広場とその周辺には 100 穴以上の中世やぐら群が存在する葬送遺構で、名越切通とともに昭和 41 年（1966 年）4 月 11 日に指定された。切通や大切岸の要塞と葬送の地という二重遺跡、および鎌倉郡と三浦郡との境界の聖地として重視される貴重な地域である。

ここでは、文献資料を中心にのべることにする。

万治 2 年（1659 年）の『金兼稿』は名越切通についての末尾に、「堂を建て造仏するは尤もの功德、なお行路の難を忘るにしかず」（原漢文）と記述したのは、一般論というより、供養堂とみられる「曼荼羅堂」の存在を強く示唆する。

同万治 2 年（1659 年）開版、中川喜雲の『鎌倉物語』（巻第三）が、「名越が谷三まい（三昧）ば、一名越の切通より松の方、山のいたゞきに広所あり、石塔あまたあり、是を云といへり、」とのべる「名越谷三昧場」

は、「まんだら堂」をさす最も適切な表記である。

三昧は「三昧寂光」の意で、涅槃（悟りの境地・死）の別称であり、法華堂とも称される。『日葡辞書』も、「^{はかどころ}墓所、〔寺院内の〕墓地、または共同墓地」と解する。浄土教的な曼荼羅とも考えられるが、おそらく、日蓮宗にまつわる曼荼羅堂であろう。

現在、名越峠に通じる古道の一部が、鎌倉の日蓮宗安国論寺・妙法寺参道から長勝寺前の踏切付近まで残っている。その参道入口の橋を三枚（昧）橋と称しているところから、名越坂へ向うことは死を意識しての登攀（中世の旅人は皆そうであったが）、三昧寂光の場に至るという意味あいがつよい。逆に、逗子市側には文応元年（1260年）開創とつたえる日蓮宗法性寺があり、切通に通じる道筋を「猿島山法性寺道」と称している（石碑）。いわば、日蓮宗寺院によって守護されているような聖なる地域こそ「まんだら堂やぐら群」の山城といえるのである。したがって、日蓮宗の本尊である「曼荼羅」に由来する地名、と考えるのが自然であろう。

ちなみに、亀ヶ谷坂に隣接する建長寺延寿堂（療養所・涅槃堂）や山ノ内道沿いの円覚寺延寿堂はじめ、浄光明寺かたわら（窟小路・武蔵大路）や浄妙寺前の堂（六浦路）、そして六浦路の上行寺遺跡などとの類似性も指摘できよう。さらに、建治3年（1277年）の「富木常忍書状」によると、ある下僧が「小袋坂」で葬送の死人の肉を切り取っているのを発見され、政所が糾問すると、京下りの天台僧竜象房からの注文であることを白状した、という話を伝えている。これが事実とすれば、峠坂と葬送とのかかわりについても、一考を要する問題と思われる。

なお、このやぐら群の北東側（鎌倉市域）には、死者の埋葬地に建立された鎌倉期の二つの石廟（鎌倉市指定文化財）があり、古くから葬送の聖地であったことを伺わせる。

まんだら堂やぐら群は、今後の精査によって、その全貌は明らかになるであろうし、あわせて篤い保護の手が加えられて公開・活用されることが望まれるところである。

（国指定史跡名越切通整備基本計画策定委員会 委員長 三浦 勝男）

（注：文中の■は、「山」へんに「賛」となる漢字がはいる）

2. 名越切通の整備の必要性和その基本理念

「国指定史跡名越切通」は昭和41年(1966年)の指定以降、紆余曲折を経つつも、平成13年(2001年)に策定された「国指定史跡名越切通保存管理計画」に示された指針に則り、国庫補助を得て公有化が進められてきた。既に90%以上の公有化が終了し、法人所有の寺社地を除き、公開・活用を想定した整備対象範囲については大部分の公有化が達成されたことになる。したがって、次いで整備基本計画の策定と、本格的な整備事業に着手する段階に至った。

一方、近年、史跡を構成する遺構のうち、最も重要な部分の一つである「切通」の壁面の崩落が顕著となったことを受け、平成12年(2000年)からは保存対策方法の検討と工事を行うなど、緊急防災対策を優先した結果、総合的な基本計画の策定が後回しのかたちとなったが、この間、平成13年～14年(2001年～2002年)には地下遺構の状況把握を目的とした発掘調査を実施するとともに、保存対策工事の過程でも技術的な新見が得られるなど、結果として整備計画策定に先立つ情報収集も進み、このような情報を活かしつつ「名越切通整備基本計画」を策定する運びとなった。

この基本計画は、整備の理念と目的、方針、手法を示すもので、今後はこれにもとづき、より具体的な整備計画、実施計画、実施設計を経て、施工へと事業を展開することとなる。

「国指定史跡名越切通」を構成する遺構群は、地上に露出する遺構と、地下遺構の二者に大別できる。前者は「切通」の壁面や、「まんだら堂やぐら群」のやぐら、「大切岸」の切岸部分であり、これらは恒常的に風雨に晒されるという特性上、科学的手法を用いた保存処置が必要となる。後者はかつての建物の基礎や、道路面等であり、早急な対応は迫られていないものの「みち」や「やぐら群」が、いかにして人々に利用されてきたかを把握し、それを整備に的確に反映させることは、オーセンティシティ(≒真実性)に対する理解を深めるために必要不可欠である。

したがって、「国指定史跡名越切通」については、保存対策工事の事前調査と、復元整備に資する目的で行う調査が必要である。前者は工事が遺構に及ぼす影響を把握するために行い、工事着手にあたっては不可欠であるのに対し、後者はかつての空間利用のあり方を把握したうえで、遺構表現や景観整備等の実施計画に資するもので、整備計画の内容によっては任意である。

地下遺構の発掘調査は、それ自体が遺構の破壊に繋がることもある。発掘によって上層の遺構を破壊せざるを得ないし、一度掘削した覆土は再び元には戻らない。また、相当な期間と費用を伴う一方で、結果として広汎に還元され活用に供するという本来の目的を達成できない危険性も認識すべきである。

したがって未調査のまま現状を堅守(※ただし適切な保存方法を検討するための調査は要する)し、次世代に引き継ぐことも一つの方法である。こうした整備には、莫大な費用、整備期間を要さず、公有化された土地をいち早く公開活用することができるという長所もある。

そこで、「国指定史跡名越切通」の整備にあたっては、表現整備の対象と整備の最終形について十分に検討し、その内容と範囲を明確に設定したうえで、必要な調査を実施することとする。特に、かつての空間利用のあり方を把握することを目的とした発掘調査については、その成果が公開活用がいかに資するか、明確かつ具体的な調査目的を設定した上で実施することとし、この手続きを欠く調査は一切を放棄することとする。

現在、我々が目にする名越切通の姿は、第1切通の発掘調査で最深部の岩盤の直上から近世(18世紀後半以降)の染付の破片が出土し、「最下の道路面が近世に使われていた」と報告(神奈川県教委ほか2001)されるなど、開鑿された当初のものではないが、鎌倉の南東界を形づくり、三浦往還の主要幹線として交通の要所を担いつつ、まんだら堂やぐら群に見るように、葬送を中心とした信仰の場としても数百年にわたって維持管

理されてきた点に大きな価値がある。

整備にあたっては、来訪者に誤解を与えることなく史跡の価値を伝える表現方法が必要である。したがって、史跡の現状を保存しつつも、遺構の内容把握に努め、その多様な価値を分かり易く表現し、歴史的な景観をも適切に保存し公開することを通じて、史跡が単なる文化遺産として完結するのではなく、教育財産のひとつとして、また公園や散策路等として、あるいは観光資源としても多様な需用に応えつつ、将来にわたって広く継続的な活用が図られることが重要である。

遺構・遺物は現地で公開されることが望ましいが、当史跡においては、風化による岩盤の崩落の危険性から立入公開が不可能な地点が多いため、指定地の外部に施設を設置し、情報を補完する必要がある。このようなガイダンス施設においては、単に遺構の状況や配置を表すだけでなく、保存のために講じられた措置の過程やメカニズムの展示公開も可能になる。ガイダンス施設の設置にあたっては、観光資源という観点からも、文化財に積極的な関心を示さない人々にも活用が図られるべきで、設置の場所や展示の内容については十分な検討が必要である。

最終的に、ガイダンス施設を含めた「国指定史跡名越切通」が、アメニティのあるまちづくりの拠点の一つに位置付けられるよう、関係諸機関との調整に努めるものとする。

日本全国に点在する文化遺産は、地域固有の歴史に育まれたものであると同時に、国民共有の財産である。したがって、その全てが適切に保存管理されるとともに、十分な公開活用が図られるべきである。

歴史遺産を守り引き継ぐという一つの試みは、それに傾注された努力も含め、地域を越えて発信されることが何よりも必要である。史跡整備という高い公共性を持った事業によって得られた成果が、日本全国、そして世界的に発信され、共有されることを希望する。